

養徳学舎整備事業 概要

【事業手法】

- ① 敷地の一部に一般定期借地権(50年)を設定
- ② 民間事業者が、養徳学舎と民間収益施設(定期借地権設定敷地上)を建設
- ③ 県が、養徳学舎を買取り
(権利金(定期借地権料の一部)と相殺)
- ④ 県(奨学会)が、養徳学舎を運営
- ⑤ 民間事業者が、民間収益施設を運営
- ⑥ 権利金を除く定期借地権料(地代)を、50年分割で、県に支払い

以上を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式で募集・選定

定期借地権設定契約＋学舎買取契約

